

## 利益相反管理規程

### (目的)

第1条 本規程は、公益財団法人日本ハンドボール協会（以下「本協会」という。）が利益相反の管理を適切に行い、本協会の事業活動が公正に行われ、社会的な信頼を確保することを目的に定める。

### (適用範囲)

第2条 本規程の適用対象者は、以下の各号のすべてとし（以下「役職員」という。）

- (1) 本協会の定款第29条に定める役員
- (2) 本協会の定款第47条に定める委員会委員
- (3) 前2号の他、本協会に職務等を委託された者
- (4) 本協会と契約のある、選任コーチ及びスタッフ
- (5) 本協会の定款第51条に定める事務局長、職員及び使用人

2 本協会は必要に応じて、前項以外の、本協会事業に係る者に対して本規程の適用を求めることができるものとする。

### (定義)

第3条 本規程における利益相反とは、本協会と役職員又は役職員と密接な関係性を有する者の利益が相反する取引をいう。

2 本規程において、次の各号に掲げる行為は、原則として、行為の外形のみから判断し、利益相反とする。また、その種類は問わない。

- (1) 役職員等が、自己または第三者のために行う本協会の事業に部類に属する取引
- (2) 役職員等が、自己または第三者のために本協会と直接行う取引
- (3) 本協会が役職員等の責務を保証すること、その他役職員等以外の者との間において本協会と当該役職員等との利益が相反する取引
- (4) 役職員等が、業務を行うにあたり、本協会の利益よりも個人または団体の利益を優先すると認められる活動、寄付、またはその他の行為
- (5) 前4号に掲げるほか、本協会の資金分配の公益性を損なう恐れ、または社会的信頼を害する危険のある行為

### (役職員等の義務)

第4条 本規程第2条に定める役職員が利益相反に該当する、あるいは該当する可能性がある取引を行う場合には、原則として理事会の承認を得るものとする。

2 本協会の役職員は、事情の変更により利益相反が生じる場合には、速やかに報告するものとする。その場合は第1項に準じて承認を得るものとする。

3 前項の対象者が申請にあたり、以下に定める事項を報告しなければならない

- (1) 取引相手の名称及び対象者の関係性
- (2) 当該取引において代替え可能な事業者が存する場合には、相手方と取引をすることが本協会にとって利益となること（見積書等）
- (3) 当該取引において代替可能な存しない場合には、本協会が相手方と取引をしなければならない理由
- (4) 当該取引において本協会が利益を確保する上で必要な措置

(考慮要素)

第5条 前4条に定める申請を受けた者は、以下の要素を考慮して、取引が本協会に利益となると判断した場合、当該取引を承認することができる。

- (1) 当該取引が本協会にとって必要不可欠であること
- (2) 承認時点の試算により、当該取引が本協会の利益を最大化できていること
- (3) 当該取引により当該対象者が利益を得ているとはいえないこと
- (4) 当該取引により本協会の公平性に疑念が生じるとはいえないこと

(適切な利益相反管理)

第6条 本協会の役職員は、自己以外の役職員等の利益相反取引を発見した場合には、速やかに本協会に報告し、本協会において適切な利益相反取引が行われるように努める。

(改廃)

第7条 本規程の改廃は、理事会の決議に基づきこれを行うものとする。

附則

本規程は、2022年4月1日から施行する。